

多子世帯及びひとり親世帯等の保育料軽減制度について

笛吹市では、多子世帯及びひとり親世帯等の保育料軽減制度を以下のとおり実施しています。

<多子世帯の保育料軽減>

認定区分	対象となる世帯	軽減額
1号	小学校3年生までの範囲で兄または姉がいる世帯	小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
2・3号	2人以上の児童が同時に保育所等に入所している世帯	同時入所している最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
1・2・3号	保育料表で2階層の世帯	生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子以降は無料となります。
1号	市民税所得割額が77,101円未満の世帯	生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子の保育料は半額、第3子以降は無料となります。
2・3号	市民税所得割額が57,700円未満の世帯	
3号	市民税所得割額が169,000円未満の世帯	生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子以降の3歳未満児(3号認定)は無料となります。

<ひとり親世帯等の保育料軽減>

認定区分	対象となる世帯	軽減額
1・2・3号	市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯等	保育料表のとおり免除・減額があります。また、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子以降は無料となります。

<みなし寡婦(夫)適用について>

税法上の「寡婦(夫)控除」が適用されない未婚のひとり親家庭を対象に、同控除が適用されたときみなして保育料を計算します。

みなし寡婦(夫)適用には申請が必要ですので、詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

【保育料軽減の適用について】

○住民票上の世帯を基に対象世帯の確認を行っています。兄弟姉妹が別々の住所地に住んでいる場合などは、市に申し出をしていただくことで対象世帯となる場合もあります。(例:第1子が親元を離れて寮で暮らしている)

○世帯状況の変更やひとり親世帯等の適用による保育料軽減は、必要書類の提出があった翌月からの対応となります。世帯構成・状況や修正申告による所得の変更などの異動が生じた場合は、子育て支援課保育担当まで届出をお願いします。

○認定区分は、保育の必要性によって以下のとおり分けられます。

認定区分	1号	2号	3号
年齢	3～5歳		0～2歳
目的	教育		保育
利用施設	幼稚園 認定こども園		保育所(園) 認定こども園等



認定区分は支給認定証でも確認できます。